

# 令和3年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

## 1 査察調査の概要

### 【令和3年度の取組】

#### ○ 検察庁に告発した件数は75件、脱税総額（告発分）は61億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、75件を検察庁に告発、告発した査察事案に係る脱税総額は61億円であり、1件当たりの脱税額は、総額分(99百万円)、告発分(81百万円)でした。新型コロナウイルスの影響により、告発件数及び脱税総額ともに減少しておりますが、告発率は、昨年度に引き続き、72.8%と高水準となりました。

#### ○ 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、その他の時流に即した社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、愛玩用動物のイベントを企画・開催する法人が、消費税の仕入税額控除制度を悪用した消費税不正受還付事案などを告発したほか、無申告事案は、太陽光発電設備に係る請負工事及びインターネットショッピングサイトを利用した輸入雑貨の通販等の事案を告発しました。

その他、海外法人を利用した国際的な不正スキーム事案のほか、下請け業者から謝礼金を受領した建設会社元従業員など社会的波及効果の高い事案を告発しました。

### 【令和3年度中の主な判決】

#### ○ 117件の一審判決全てに有罪判決が言い渡されたほか、消費税の輸出免税制度を悪用した法人の代表者に対して実刑判決

最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るものでは懲役2年、他の犯罪と併合されたものが懲役9年。

また、輸出免税制度を使った消費税還付の仕組みを悪用した法人の代表者に対して、懲役1年8月の実刑判決が出されました。

## 2 重点事案への取組

令和3年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和3年度は21件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度などを利用した消費税不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和3年度は9件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 27	件 41	件 32	件 18	件 21

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

### (参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 12	件 16	件 11	件 9	件 9
不正受還付額	百万円 540	百万円 1,909	百万円 323	百万円 384	百万円 434

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、未遂の還付額を含む(加算税を除く)。

#### トピック1 イベント企画会社の消費税不正受還付事案を告発

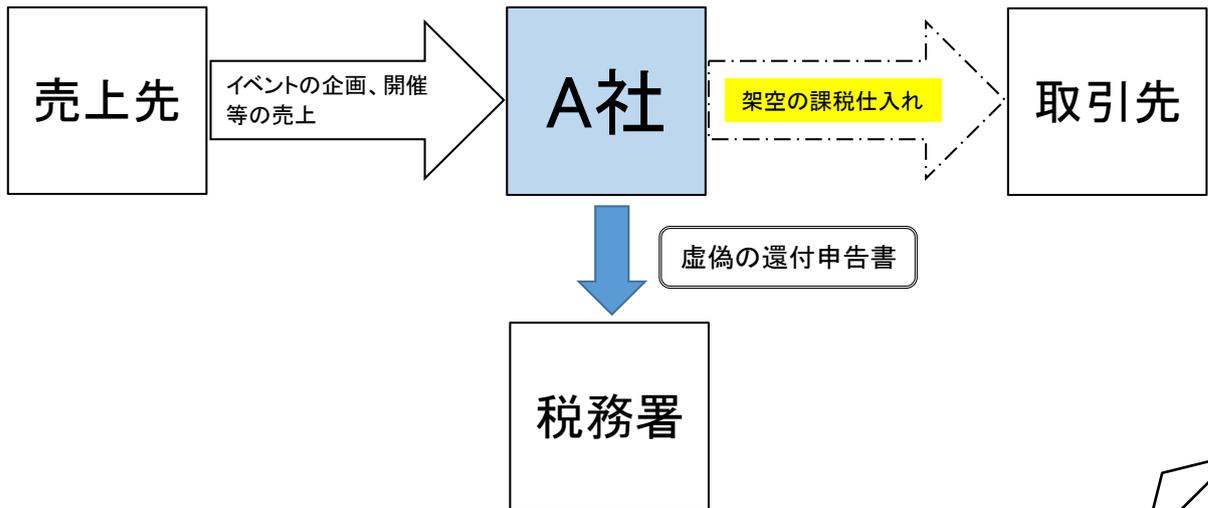
愛玩用動物に関するイベントを企画、開催する会社が架空の課税仕入れを計上した消費税の不正受還付事案を告発しました。

##### 【事例】

A社は、全国の百貨店催事場などを巡回し愛玩用動物に関するイベントを企画、開催し、保育している成猫を展示する事業を行っているものですが、架空の課税仕入れを装う方法で控除対象仕入税額を過大に計上し、不正に消費税の還付を受けたとして告発しました。なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しています。

(参考) 消費税の不正受還付に係る未遂処罰規定は、悪質性の高い消費税の不正受還付事案に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック1 続き

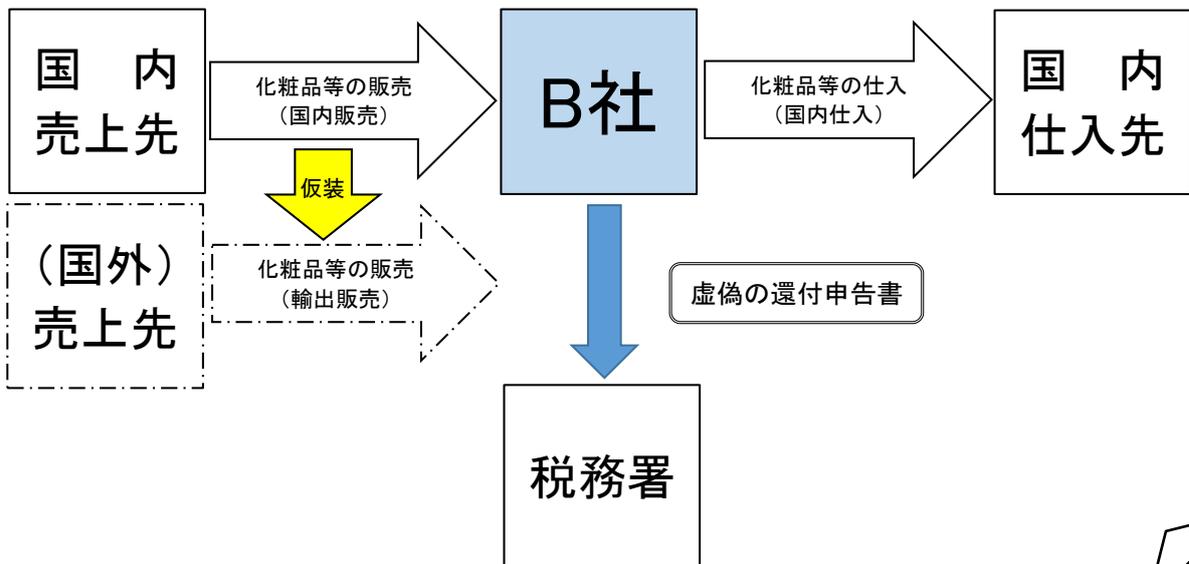


トピック2 化粧品等の輸出販売を装った消費税不正受還付事案を告発

消費税の輸出免税制度を悪用し、化粧品等の国内取引を輸出取引に仮装する方法により還付申告を行った消費税の不正受還付事案を告発しました。

【事例】

B社は、国内において化粧品及び日用品の卸売りを行っていましたが、在留外国人である代表者は、国内の取引業者に対する化粧品等の販売（課税取引）を輸出売上げ（免税取引）に仮装する方法により、不正に消費税の還付を受けたとして告発しました。なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しています。



## (2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和3年度は16件を告発しました。

うち、単純無申告ほ脱犯を適用した事案は4件でした。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	内8件 21	内10件 18	内11件 27	内7件 13	内4件 16

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

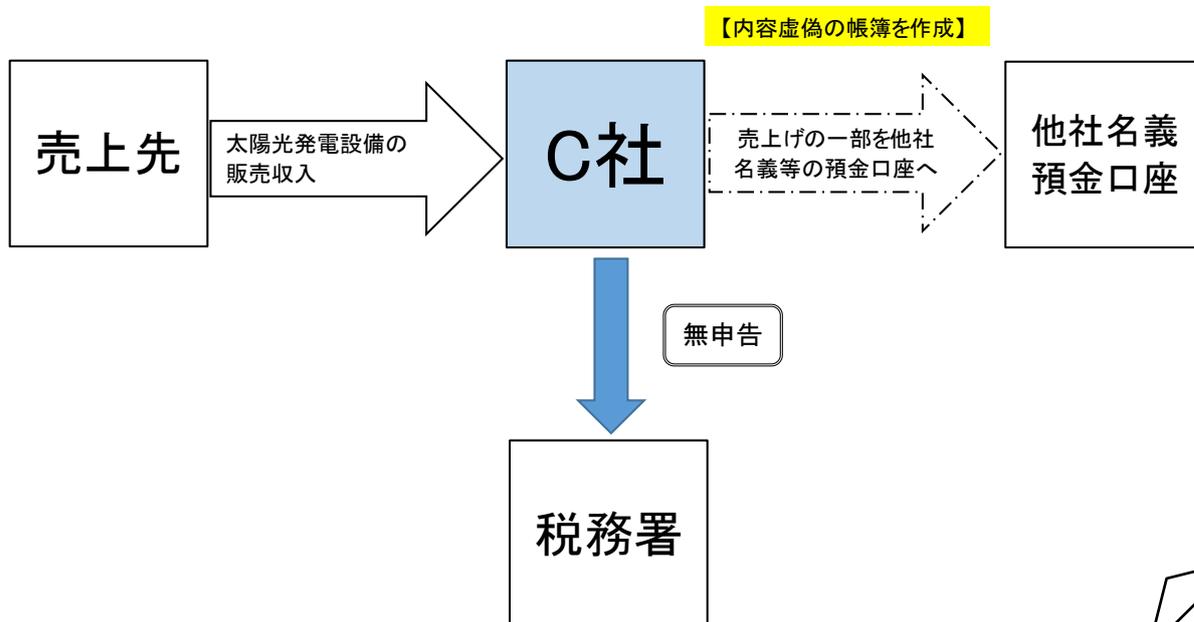
(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

### トピック3 再生可能エネルギー設備工事の請負会社の無申告ほ脱事案を告発

内容虚偽の帳簿を作成するなどの方法により、所得を秘匿していた法人税及び消費税の無申告ほ脱事案を告発しました。

#### 【事例】

C社は、太陽光発電設備工事の請負等を行うものですが、請負工事等による売上げの一部を他社名義等の預金口座へ振り込み、内容虚偽の帳簿を作成するなどの方法で所得を秘匿し、確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税及び消費税を免れていました。

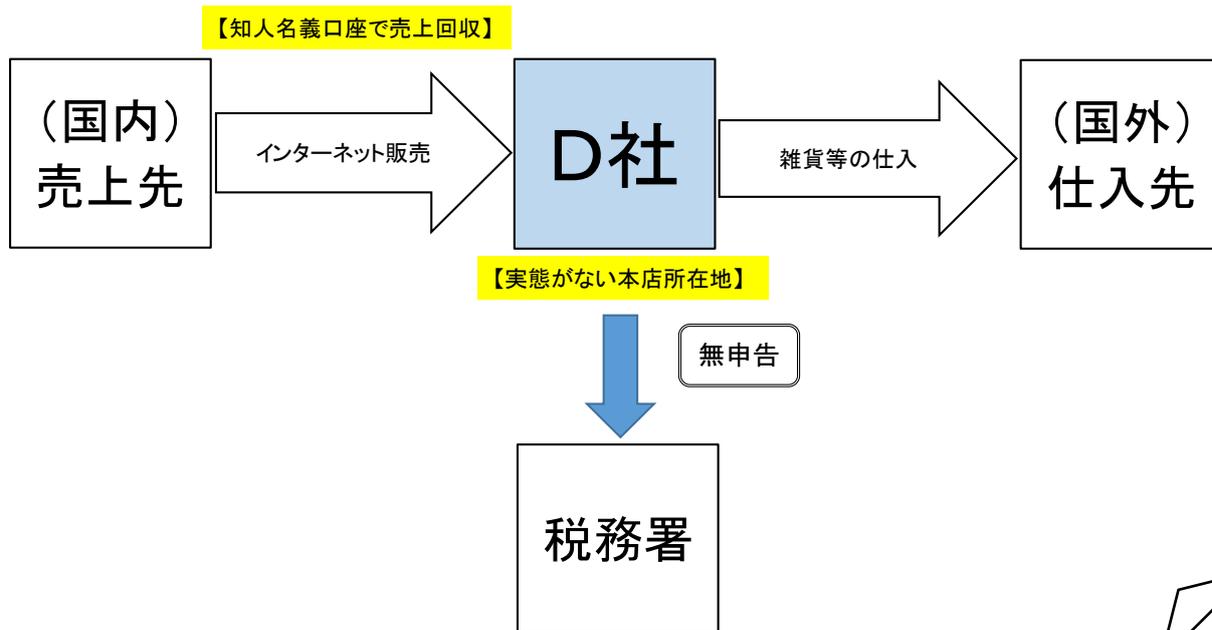


#### トピック4 輸入雑貨等の通販を行う法人の無申告ほ脱事案を告発

インターネットのショッピングサイトを利用して、輸入雑貨等を販売していた法人に係る法人税及び消費税の無申告ほ脱事案を告発しました。

##### 【事例】

D社は、中国などから輸入した雑貨等をインターネットのショッピングサイトを通じて販売するものですが、事業実態のない場所を本店所在地とするほか、代表者の知人名義の預金口座等で売上げを回収するなどの方法で所得を秘匿し、確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税及び消費税を免れていました。



### (3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、海外法人を利用した不正スキーム事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組み、令和3年度は17件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	15 件	20 件	25 件	27 件	17 件

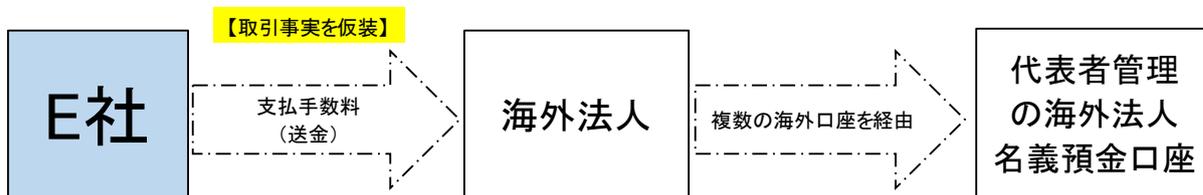
#### トピック5 海外法人を利用した国際的な不正スキーム事案を告発

不動産等販売会社による海外法人を利用した不正スキーム事案について、法人税ほ脱を告発しました。

##### 【事例】

E社は、富裕層に対して投資用マンション等の販売を行うものですが、海外法人に対して架空の経費を計上するとともに、同経費の支払額（送金額）について、関係者が主宰する海外法人名義の預金口座を経由して、E社の代表者が管理する海外法人名義の預金口座に還流させる国際的な不正スキームを利用し法人税を免れていました。

なお、査察調査においては、租税条約に基づく情報交換制度（要請に基づく情報交換）を活用し、海外における不正スキームを解明しました。



### (4) その他の社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

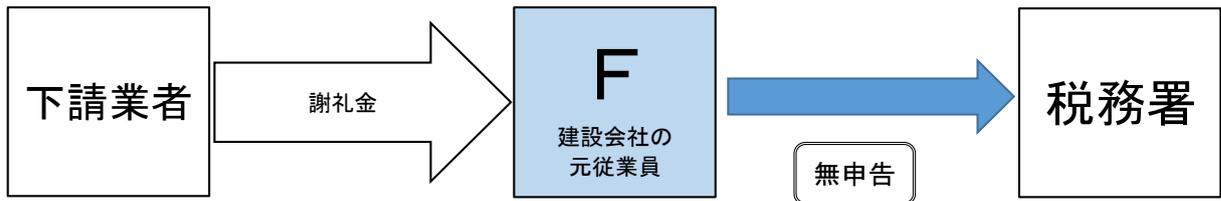
#### トピック6 建設会社の元従業員の単純無申告ほ脱事案を告発

下請け業者から得た謝礼金について、所得税の申告義務を認識していながら、確定申告を行わず故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

##### 【事例】

Fは、建設会社の従業員として勤務していた者であり、建設会社の下請け業者から多額の謝礼金を受け取っていましたが、所得税の申告義務を認識しながら、確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていました。

トピック6 続き

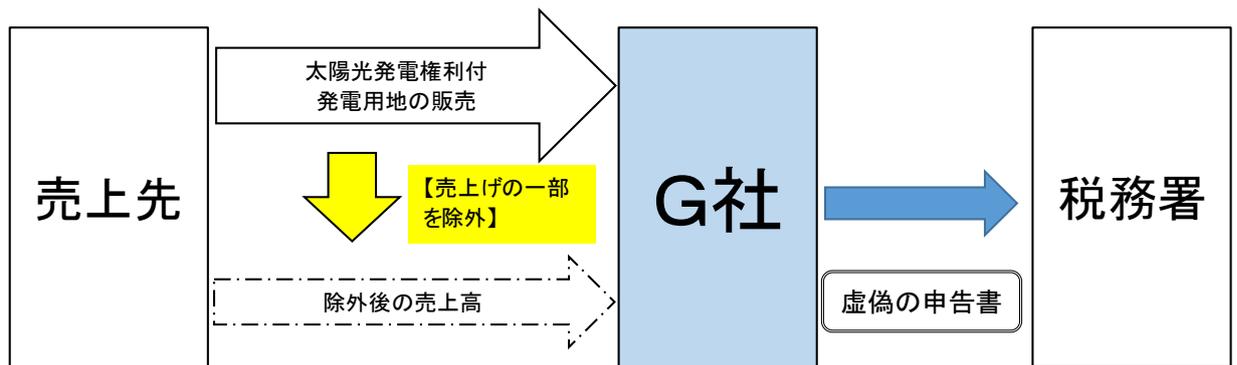


トピック7 太陽光発電用地の売却代金を除外した法人税事案を告発

太陽光発電用地の売却に係る利益の一部を除外していた法人税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

G社は、太陽光発電事業を行うものであり、太陽光発電権利を付加した用地の売却により多額の利益を得ていましたが、売上げの一部を除外する方法により法人税を免れていました。

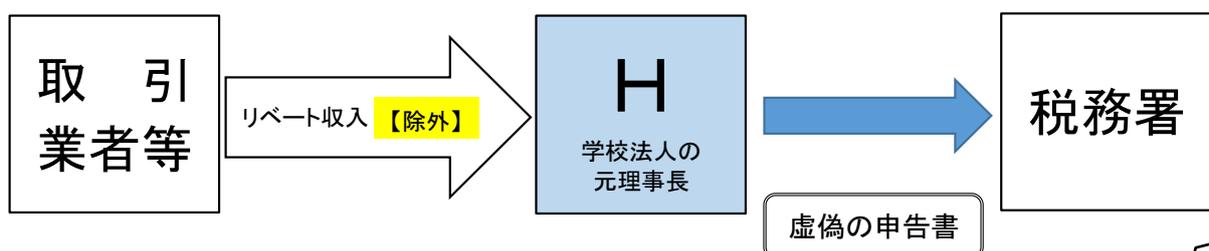


トピック8 学校法人の元理事長がリベート収入を除外した所得税事案を告発

学校法人の取引業者等から受領したリベート収入を除外していた所得税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

Hは、学校法人の理事長を務めていた者ですが、学校法人の取引業者等から現金で受領したリベート収入等を申告から除外する方法により、所得税を免れていました。



### 3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、不動産や有価証券等への投資のほか、脱税者が費消していた事例もあり、不正資金の一部から、数千万円の高級車両や高級腕時計が購入された事例、海外カジノを含むギャンブルや高級クラブの遊興費として数百万円から数千万円が支出された事例などもみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅の棚に置かれた箱の中（法人税法違反）
- 銀行の貸金庫の中（法人税法違反）
- 居宅の押入れ内の袋の中（法人税法違反）

に現金を隠していた事例などがありました。

### 4 査察事件の一審判決の状況

令和3年度中に一審判決が言い渡された件数は117件であり、117件全てに有罪判決、そのうち5人に実刑判決が出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役2年、他の犯罪と併合されたものが懲役9年でした。

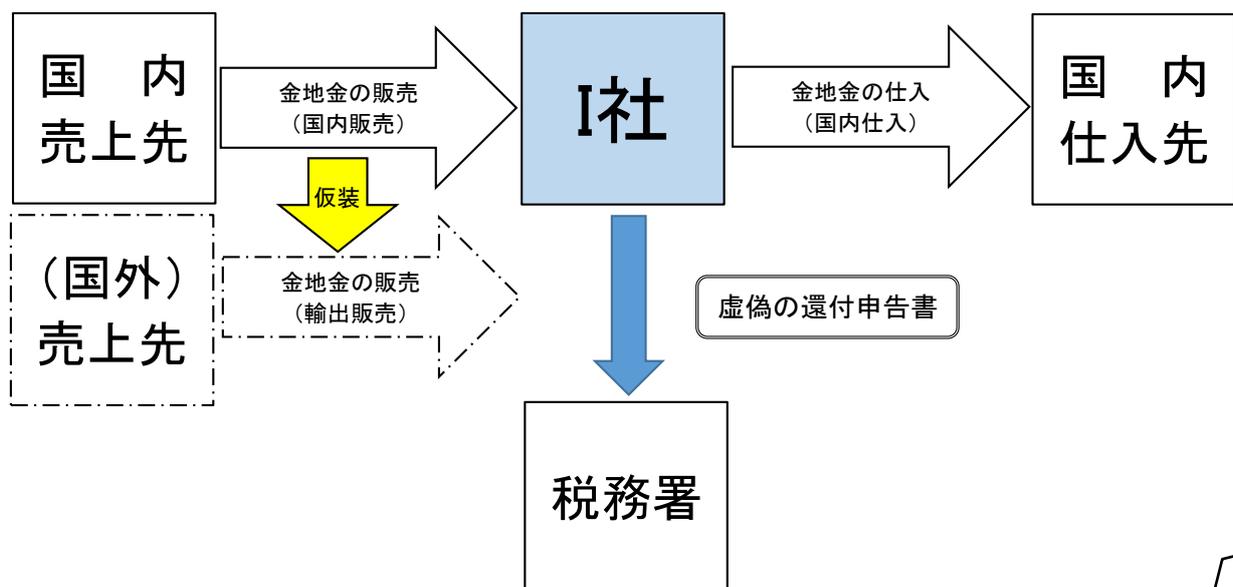
#### トピック9 金地金の輸出版売を装った法人の代表者に対して実刑判決

輸出免税制度を使った消費税還付の仕組みを悪用した法人の代表者に対して、懲役1年8月の実刑判決が出されました。

##### 【事例】

I社は、国内の金地金取扱業者に金地金を販売していたものですが、虚偽の請求書を作成するなど、香港法人に対する輸出版売を装い、架空の免税売上を計上する方法により、不正に消費税の還付を受け、または免れていました。

同社の代表者は、消費税法及び地方税法違反の罪で、懲役1年8月の実刑判決を受けました。



## 5 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度		平成		令和	
	29	30	元	2	3	
着手件数	174	166	150	111	116	
処理件数(A)	163	182	165	113	103	
告発件数(B)	113	121	116	83	75	
告発率(B/A)	69.3	66.5	70.3	73.5	72.8	

### (2) 脱税額の状況

項目	年度		平成		令和	
	29	30	元	2	3	
脱税額	総額	13,509	13,999	11,985	9,050	10,212
	同上1件当たり	83	77	73	80	99
	告発分	10,001	11,176	9,276	6,926	6,074
	同上1件当たり	89	92	80	83	81

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

区分	年度		平成		令和	
	29	30	元	2	3	
所得税	19	14	17	8	9	
法人税	61	55	64	55	43	
相続税	3	1	0	0	0	
消費税	内12 27	内16 41	内11 32	内9 18	内9 21	
源泉所得税	3	10	3	2	2	
合計	113	121	116	83	75	

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	平成		令和		3
	29	30	元	2	
所得税	1,950	1,268	1,607	886	779
法人税	5,645	4,470	5,636	3,826	3,519
相続税	387	241	0	0	0
消費税	1,768	3,894	1,975	2,031	1,655
源泉所得税	251	1,303	58	183	121
合計	10,001	11,176	9,276	6,926	6,074

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和元		2		3	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	19	不動産業	26	建設業	19
不動産業	19	建設業	15	不動産業	15
人材派遣	10	クラブ・バー	4	卸売業	4
下水道管調査	5	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
		判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和 元		内9 124	内9 124	% 100.0	内4 5	百万円 47	月 15.5	百万円 12
2		内3 87	内3 86	98.9	内2 6	57	14.1	13
3		内5 117	内5 117	100.0	内3 5	64	15.7	15

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。